

## 本号の主な内容

IFRS第9号「分類及び測定」に関するプロジェクトの最新動向 2

財務諸表における開示の過重負担の軽減 - 開示項目の見直しによる情報発信の改善 6

IFRSアップデート 9

### IFRS第9号「分類及び測定」に関するプロジェクトの最新動向

国際会計基準審議会(IASB)は2012年11月に公開草案(以下、ED)「IFRS第9号「分類及び測定」の限定的な改訂」(IFRS第9号(2010年)の改訂案)を公表しました。本稿では改訂案の重要なポイントについて解説するとともに、これによるビジネスへの潜在的な影響について考察します。

### 財務諸表における開示の過重負担の軽減 - 開示項目の見直しによる情報発信の改善

IFRS財務諸表では従来、開示は財務諸表本表を補完する説明と捉えられていましたが、企業報告の中心的存在になりつつあります。独立系アナリストで、英国財務報告評議会の報告研究所のディレクターでもあるスー・ハーディング氏、及びHSBCのグループ最高会計責任者を務めるラッセル・ピコット氏が財務報告についてどのように考えているか、その見解を伺いました。

### IFRSアップデート

IASB及びIFRS解釈指針委員会が審議中のプロジェクトについて説明します。

新日本有限責任監査法人

**ERNST & YOUNG**

Quality In Everything We Do

# IFRS第9号「分類及び測定」に関するプロジェクトの最新動向

2008年の金融危機を契機に、G20加盟国及び金融安定化理事会は、IASBに対し、金融商品会計の簡素化及び改善、ならびに米国会計基準とのコンバージョンを目的とする、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を全面的に刷新するプロジェクトのプロセスを早めることを要請した。これを受けて、IASBは、2008年以降、新たな金融商品プロジェクトとして、新基準IFRS第9号「金融商品」<sup>1</sup>を策定すべく、広範な分野について作業を実施してきた。

IFRS第9号プロジェクトの第1フェーズでは、金融資産の分類及び測定が取り扱われ、2009年11月に新基準が公表された。その後、2010年10月に、金融負債の分類及び測定に関する規定を織り込む形で改訂が行われた。また、IASBは、2011年12月にはIFRS第9号を改訂し、強制適用日を2013年1月1日から2015年1月1日に変更している。

さらに、IASBは、昨年2012年11月に、公開草案(ED)「IFRS第9号「分類及び測定」の限定的な改訂」(IFRS第9号(2010年)の改訂案)を公表した。このEDでIASBが意図したのは主として以下の3点である。

- (i) IFRS第9号の早期適用企業から提起されていた特定の適用上の問題への対処
- (ii) 保険契約プロジェクトの中で識別された、損益計算書上における会計上のミスマッチ、及び短期的な純損益のボラティリティーの問題への対処
- (iii) IFRS第9号と米国財務会計基準審議会(FASB)の暫定的な分類・測定モデルとの間に存在する主要な差異の解消

本稿では、改訂案の重要なポイントを説明した上で、それらがビジネスにどのような影響を及ぼすかについて簡単に解説していく。

## 新たな測定カテゴリーの導入

IFRS第9号によれば、金融資産は当初認識時に、当該金融資産を管理・運用する企業のビジネスモデル、及び契約上のキャッシュ・フローの特徴に基づき、純損益を通じて公正価値で測定(FVPL)、又は償却原価で測定に分類され、事後測定される。<sup>2</sup> これらの測定基

礎は、それにより金融商品の将来キャッシュ・フローの内容と、それがどのように実現されるかに関する情報を提供することが意図されている。

具体的には、金融資産は、それが元本及び金利の支払いのみの契約上のキャッシュ・フローを生じさせるものであり(すなわち単純な負債性金融商品)、企業が、それを契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とするビジネスモデルに従って保有している場合には、償却原価で測定される。

それ以外の場合、(負債性)金融資産はすべてFVPLで測定される。こうしたアプローチは、例えば、積極的な売買により公正価値変動から利益を獲得することを目的とするビジネスモデルに従って金融資産が保有されている場合や、金融資産のキャッシュ・フローが複雑である場合には、償却原価より公正価値の方が企業の財政状態及び収益性の変化に関する正確かつ適時の評価に資する有用な情報を提供する、というIASBの考えに基づいている。

一方、EDでは、3番目の測定カテゴリーとして、「その他の包括利益(OCI)を通じて公正価値で測定(FVOCI)」を導入することが提案されている。このカテゴリーは、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却によるキャッシュ・フローの実現の両方を目的とするビジネスモデルの下で管理される「プレーン・バニラ」のローン又は負債性金融資産によるポートフォリオを会計上適切に捕捉するように提案されたものである。

この新たなカテゴリーの導入により、企業が金融商品に対する投資を一定期間にわたって一定の水準に保持しつつ、投資機会によっては一部を売却し、より高い利回りの金融資産に再投資することによってリターンを最大化しようとするポートフォリオを捕捉することが可能となる。一例としては、銀行が流動性を管理するために保有するポートフォリオ、あるいは、保険会社が保険負債のデュレーションとマッチさせることを目的として管理する保険負債対応資産のポートフォリオを挙げるができる。

<sup>1</sup> この目的を達成するために、IASBは、本プロジェクトを3つのフェーズ、すなわち、①分類及び測定、②減損、③ヘッジ会計に分けて進めているが、本稿はそのうち分類及び測定についてのみ解説する。

<sup>2</sup> 現行のIFRS第9号では、トレーディング目的以外で保有される資本性金融商品については、当初認識時点にのみ、公正価値評価損益をその他の包括利益に表示するオプションの適用を認めている。



EDで示された設例を参考に、金融商品が契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的として管理される場合のビジネスモデルについて以下で説明する。

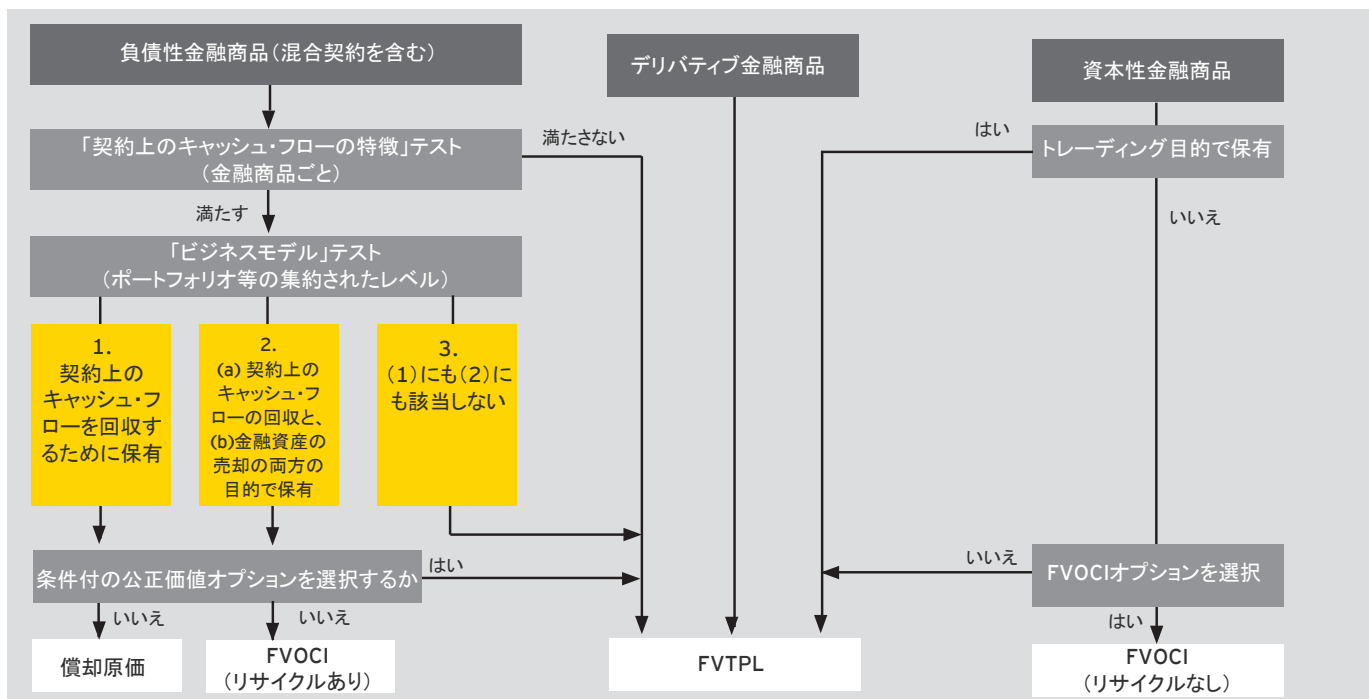
ある事業会社は、数年後に設備投資の支出によるキャッシュ・アウトフローが発生すると見込んでいる。資金が必要になるまでの間、企業は余剰資金を金融資産に投資する。この企業が金融資産を運用する目的は、企業の投資方針に従い、元利金の受取り、及び売却損益の両方を合計したトータル・リターンを最大にすることである。このポートフォリオの運用担当者は、金融資産からのトータル・リターンに基づき報酬が支払われる。

このカテゴリーは、企業が契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の両方を目的として運用する金融資産を対象としており、これに含まれる金融資産については、公正価値と償却原価の2つの情報が目的適合的となる。そのためEDでは、このカテゴリーについては、公正価値に関する情報を貸借対照表上の帳簿価額として表示しつつ、損益計算書上において、償却原価で測定されているかのように、利息収益、実現損益及び減損損失を表示することを提案している。なお、その他の公正価値の変動は、金融資産の認識が中止される

まで、その他の包括利益(OCI)に計上され、認識中止時点で、その利得及び損失の累計額が純損益にリサイクルされる。

FVOCIで測定されることになる負債性金融資産についても、当初認識時にのみ、会計上のミスマッチが解消される、又は大幅に軽減されることを条件に、FVPLに指定する取消不能のオプション(公正価値オプション)を、現行の償却原価測定カテゴリーと同様に適用可能である。なお、IAS第39号の売却可能(AFS)カテゴリーとEDのFVOCIカテゴリーは以下の点で異なる。まず、AFSは企業の選択により分類が可能ではあるものの、基本的には残余カテゴリーであるのに対し、FVOCIは、金融資産グループの運用・管理及びそのパフォーマンスの報告方法によって裏付けられる、企業のビジネスモデルを反映するように決定され、強制的に分類されるものであり、残余カテゴリーではない。さらに、FVOCIで測定される金融資産は、償却原価で測定される金融資産と同じ新たな減損モデルの対象になるため<sup>3</sup>、信用以外の理由(例えば、金利又は流動性スプレッド)によって生じる公正価値変動は、認識中止時点で初めて純損益に計上される。これに対して、AFSについて計上される減損は、償却原価カテゴリーとは異なる規準で測定される。最後に、EDによれば、単純な負債性金融商品のみが、FVOCI測定の要件を満たすことになる。

図1: 提案された分類・測定モデル



<sup>3</sup> 2013年3月に公表されたEDによる新たな減損モデルによれば、当初認識時点で期待損失が純損益、及びそれと見合いでOCIに計上されることになる。

# IFRS第9号「分類及び測定」に関するプロジェクトの最新動向(続き)

負債性金融商品についてFVOCIカテゴリーを導入するという今回の提案により、現行のIFRS第9号の下では償却原価測定の要件を満たさないビジネスモデルに従って保有され、自動的にFVPLに分類されたであろう一定の金融資産を、FVOCIで分類・測定することが可能になる。これにより、公正価値変動が、純損益ではなく資本で認識されることになる。この変更により、どの程度影響を受けるかは、企業のビジネスモデル及び保有する金融商品の規模によるが、おそらく最も影響が生じるのは銀行と保険会社であろう。

適用にあたっては、報告企業は、自社のビジネスモデルについて詳しく分析する必要があると考えられる。この分析には、各ポートフォリオがどのように管理されているかの評価や、そのパフォーマンスがどのように評価されているか、及び運用担当者の報酬がどのように決定されているかといった点の調査が含まれる。さらに、売却活動の重要性や頻度の評価、及び売却や契約上のキャッシュ・フローの回収といった活動が、たまたま行われたのか、あるいは特定のビジネスモデルの下で所与の活動として行われたのかといった評価もこの分析に含める必要がある。また、銀行や他の規制下にある金融機関においては、規制資本に対する潜在的な影響についても分析する必要がある。

## 金融負債の「自己の信用」に関する規定の早期適用

IAS第39号の中でもとりわけ議論の多い規定の1つとして、デリバティブ以外の金融負債に公正価値オプションを適用しFVPLに分類した場合には、その公正価値を決定する際に、当該金融商品の発行体の「自己の信用」リスクを考慮しなければならないという定めがある。これは、当該規程により、財務的に窮地に陥っている企業が発行する負債の公正価値が下落し、その結果、利益を計上する(逆もまた然り)という、直感に反する結果をもたらすからである。IASBは、IFRS第9号の策定に際して、関係者から、公正価値で測定されるデリバティブ以外の金融負債に係る発行体の自己の信用リスクの変化に起因する公正価値変動は、実際には実現されることのない金額であるため、それにより純損益が影響されるべきではないとする、フィードバックを継続的に、かつ、幅広く受けていた。これを踏まえ、IFRS第9号では、公正価値オプションの適用される金融負債の自己の信用の変化に起因する利得又は損失は、(一定の例外を除き)OCIに表示することが要求されている。

IASBは、IFRS第9号における自己の信用リスクに関する上記の取扱いの適用を前倒しするため、EDの中で、IFRS第9号の最終版が公表された時点において企業が他の規定については早期適用せず、自己の信用に関する規定のみ早期適用できるようにすることを提案している。

アーンスト・アンド・ヤングは、IFRS第9号の「自己の信用」に関する規定の早期適用を認めるというEDの提案を支持している。これは、現行規定によれば、自己の信用度が改善される見通しとなった場合に収益が減少し、逆に信用が悪化する見込みの場合に収益が増加するためである。しかしながら、IASBの提案では、IFRS第9号が最終基準化されない限り(一部の国又は地域ではエンドース(採択)がなされない限り)、当該規定を適用することができないため、IAS第39号に同様の改訂を行うべきと考える企業も多い。

## 米国会計基準とのコンバージェンス

IASBとFASBの間で共同審議が行われ、3つの測定カテゴリーの基本となるビジネスモデルに関し共通の目的が示されたものの、まだ基準レベルでの方向性が収斂したという段階にすぎない。というのも、各ビジネスモデルを実際に適用する上でのガイダンスについては共同審議がなされていないため、それにより最終的な分類・測定結果が異なる可能性もあるからである。



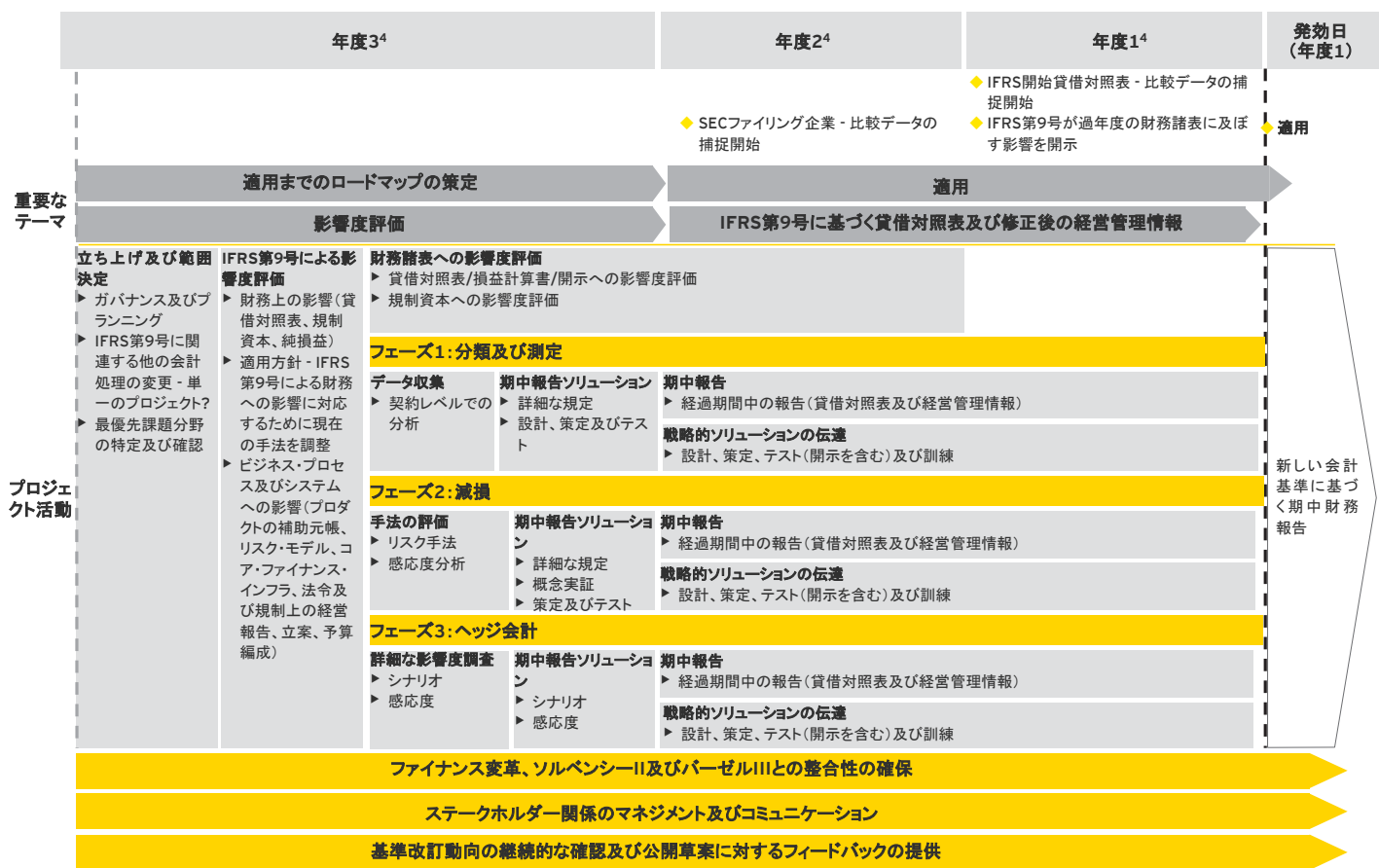
## 次のステップ

IASBは、2013年3月28日を期限として、関係者からのコメント提出期間を120日間定めており、提案に対して寄せられたコメントを踏まえた再審議を2013年4～9月にかけて行う予定である。

このEDのスケジュールによれば、分類及び測定に関する最終基準の完成は、2013年の下期にずれ込むもの

と思われる。減損フェーズ及び保険プロジェクトの状況も鑑みると、アーンスト・アンド・ヤングは、IFRS第9号の最終版の強制適用日を2015年とすることが現実的に妥当かについて、関係者から疑問が呈されることは間違いなであろうと考えている。実際、IASBも、2013年3月に公表された新たな減損モデルに関するEDに対するコメント募集の一環として、発効日に関する関係者からのフィードバックについても要請している。

## IFRS第9号の適用までのロードマップ



アーンスト・アンド・ヤングが、現在IFRS第9号による影響度の評価を行っている企業と協働した経験では、新基準を適切かつ戦略的な方法で適用するためには、かなりの時間を要するということが分かってきている。

実際、多くの企業が、すでに大規模な会計及び規制上の変更に対応するための作業日程の中に、IFRS第9号の適用も含めており、現在、適用に向けた計画の立案を進めている。

<sup>4</sup> 発効日直前の年度を表す

# 財務諸表における開示の過重負担の軽減 - 開示項目の見直しによる情報発信の改善

IFRS財務諸表では従来、開示は財務諸表本表を補完する説明と捉えられていたが、企業報告の中心的存在になりつつある。全てではないにしろ、ほとんどの企業にとって、財務諸表における開示の分量は過去20年で著しく増加した。例えば、大手製薬会社のアニュアル・レポートにおける定量的情報の開示量は、国際会計基準の適用以来、過去20年で7倍となった。<sup>5</sup>

## 開示量は多すぎるかそれとも少なすぎるか

欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)を含む数多くの会計専門機関及び基準設定主体が、財務諸表における開示の分量を削減する方法を検討した報告書を公表している。「開示の過重負担(disclosure overload)」という、開示規定の増加を意味する表現が頻繁に使用され、開示規定の増加により実に煩雑な状況が生じているのではないかという疑問が呈されるようになってきている。

「開示は情報量こそ多いが、財務諸表利用者に十分な見解を与えるものではないという批判をよく耳にする。わたしも同感である。しかし利用者からすれば、それでもなお欠落している情報があるように思われる」と、ハーディング・アナリシスのオーナーであり、英国財務報告評議会の報告研究所のディレクターでもある独立系アナリストのスー・ハーディング氏は述べる。

開示の過重負担は主に適用上の問題である、と我々は考えている。この問題が、IFRSの開示要求が多すぎることにどの程度起因しているのかは議論の余地がある近年の開示に対する取組みの中には、誰に向けて何を報告すべきかという包括的な視点ではなく、単に開示要求の削減に主眼をおいているものも散見される。開示の過重負担は、開示の分量の問題だけではなく、利用者にとっての財務諸表の価値に関わる問題でもある。理想的に言えば、財務諸表は、財務諸表作成者の事業内容を明確に分かりやすく伝えるものでなければならない。このことは、必ずしも開示の分量を減らすことを意味するわけではなく、むしろIFRSの規定に準拠した上で全体としての財務諸表の表示方法に焦点を当てなければならないことを意味している。

ハーディング氏は、そのようなやり方によれば、企業に対する投資家の見方も大きく変わることになるが、そこ

に至るまではまだ長い道のりが必要であると考えている。「私自身の仕事のなかで、アナリストが必要とする情報を提供しない企業は、投資家に見過ごされたり、又はアナリストの格付けも低くなる可能性が高い、ということも耳にする」と述べている。「報告書における重要な情報が分かりにくく、透明性に欠けるようだと、疑問が生じ、それが疑念につながり、実際に生じたリスクや認識したリスクを回避すべく投資が他に回される可能性がある。明確な開示を行うことで、場合によっては投資対象から外されるかもしれないという懸念や疑問をいくらか解消することができる」とハーディング氏は述べる。

## 作成者はどのように差別化をはかることができるか

財務諸表利用者は通常、詳細な情報を検討する前に要約情報を読む。したがって財務諸表における開示を階層的に行うことにより、利用者に対する情報発信という点で財務諸表の有用性が増す。

HSBCグループの最高会計責任者を務めるラッセル・ピコット氏は、財務諸表の開示の作成において、そのアプローチをコンプライアンス・ベースからコミュニケーション・ベースにシフトさせることは、3年前に行われた四半期開示の分量を減らす作業の中核であった、と言う。「当行のアニュアル・レポートでまず目にするのは、リスクに関する開示だろう。そこにはHSBCの重要なリスクの概要が示されており、それは上級管理職が本当に懸念するリスクの一覧である」とピコット氏は説明する。「市場リスク、流動性リスク等といった各種リスクの前に、その分野で何が生じているのか、簡潔な概要の記述を確認できる」

<sup>5</sup> 出典: EFRAGのディスカッション・ペーパー「注記の開示フレームワークに向けて」<http://www.efrag.org/Front/n2-972/Disussion-Paper---Towards-a-Disclosure-Framework-for-the-Notes.aspx>



## IASBはこの論点にどのように対処できるのか

企業は現行規定の範疇で開示を改善することもできるかもしれないが、開示フレームワークとしてIASBから追加の指針が提供されれば、有用である。そうしたフレームワークは、IASBが開示規定を策定する際の指針となり、作成者が開示についての判断を行うときの一助になる。法律及び制度上の規定がIFRS上の開示に立脚していることも多いため、フレームワークに関する規制当局からのインプットも重要となる。

## HSBCは開示をどのように改善していったか

HSBCグループ最高会計責任者のラッセル・ピコット氏は、開示をスリム化し再構築するにあたり、HSBCが行った手続を次のように概説する。

HSBCは、高品質な開示が重要であると強く確信している。当行は、決算短信を公表しないことで差別化している。毎年2月末の決算発表では、500ページにも及ぶアニュアル・レポート一式を公表すると同時に、ピラー3報告書(バーゼルIIで要求される資本及びリスク管理に関する開示)及びIR資料についても一度に公表している。

我々の開示に対するアプローチは1年を通して実施されるプロセスにより管理され、開示は1年を通してまとめられていく。それはまず見通しをたてることから始まり、ベスト・プラクティスのガイドライン及び専門的論点の変更点を評価した後、IRプロセスから得られる主要な論点の検討へと進んでいく。また、同業他社の開示も確認する。

同様に、当行は、英国銀行協会とも協力して作業を進めている。英国銀行協会には、新たに生じる開示上の問題点について1年を通して定期的に議論するための開示グループが存在する。そこでの議論が、英国金融サービス機構との対話の中に活かされる。

こうした取組みを通じて、HSBCは、開示を改善する方法を考え、この地域におけるリーディングバンクであり続けようとしている。

重要性は概念フレームワークでは、目的適合性の企業固有の一側面と定義されている。IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は重要性にも個別に言及しているが、重要性の概念が開示にどのように適用されるのかについての指針はほとんど存在しない。重要性を開示に適用することは、定量的要件を適用するだけでは足りず、定性的判断も要求される。IASBは、作成者がそうした判断を行うときの一助になる適用指針を策定してはどうだろうか。

我々はときに客観的に開示書類を見返すことで、「開示を劇的に改善、再構築し、分量を減らすために何ができるか」を考えることにしている。最後に実施したのは3年前のことであるが、それにより25%の書類が削減された。このプロセスで我々は、「なぜこのような開示をしているのだろうか。ただひな形に従った記載をしているのだろうか。我々の投資ビジネスについて整理した上でより明確な開示にしよう」ということを問い続けた。

25%の削減は、100ページもの書類の削減を伴う思い切った挑戦であった。内容、重複部分、様式、規制上や法律上の規定、及びベスト・プラクティスを確認した。複数の外部の投資家及び米国の証券アドバイザーにも話を聞いた。この検討や、各種フォーラムへの参加、及び今後変化していく投資家のニーズに対応できるよう内容を洗練することにかかなり長い時間を費やした。

過去20年の間に4、5回の金融危機に見舞われたが、市場が当行について、あらぬ想像をすることがないように、当行のリスク・ポジションについて早期に透明性のある開示を、常に先んじて行うことでそうした金融危機に対応してきた。

このような経験を通じて、危機に直面しても早期に開示を行えば、市場は好意的に反応し、株価の下落を免れるため、次の危機を乗り越えられる状態で見られるということを学んだ。こうした循環は有益であり、透明性に富む開示は、企業に対する市場の見方に好影響を与える上で実に重要である、とHSBCは確信している。

# 財務諸表における開示の過重負担の軽減 - 開示項目の見直しによる情報発信の改善 (続き)

財務諸表上の開示を作成するにあたりコミュニケーション・ベースのアプローチを採用している企業は多くない。追加のガイダンスで、企業の状況に即した開示を行うことの重要性を強調することも考えられる。IASBはまた、どの開示項目が重要性判断の対象にならないかを明確化してはどうだろうか。それにより一定の開示についてはすべての企業に要求されることになるが、他の開示については各企業固有の重要性に基づき必要か否かが判断される。

企業報告は近年大きく変化しており、より複雑になってきている。おそらく長期的なプロジェクトになるであろうが、IASBは財務諸表による報告の限界について、及び財務諸表と他の財務報告書類(経営者報告書、コーポレート・ガバナンス報告書など)をどのように関連付けるべきかについても検討するだろう。

最新の技術(例えばXBRL)を検討するなかで、財務諸表の形式についても併せて検討することにより、IASBはより広範な統合報告の開発を補完することができるだろう。

## 次のステップ

2013年1月にIASBは、財務諸表作成者、監査人、規制当局、財務諸表利用者及び基準設定機関との間におけるコミュニケーションを促進し、開示をより効果的なものにする方法を探る目的で、財務報告における開示についての公開討論フォーラムを主催した。IASBは最新の「概念フレームワーク」プロジェクトの一環で寄せられた主な意見を現在検討している。

IASBが「概念フレームワーク」プロジェクトを開始して以降、財務諸表の開示に関する議論は活発化している。弊社は、関係者が今後の動向を見ながら、パブリック・コンサルテーションに関してコメントを寄せられることを推奨する。



# IFRSアップデート

## 新たな公表物

前回のIFRS Outlook以降、IASBより以下の公表物が公表された。

プロジェクト	公表物
公開草案「金融商品：期待信用損失」	2013年3月7日、IASBはIFRS第9号「金融商品」プロジェクトの一環として、公開草案「金融商品：期待信用損失」をコメント募集のために公表した。本公開草案では、金融資産、リース債権、ローン・コミットメント及び金融保証契約に対し、期待信用損失モデルを適用することが要求されている。本公開草案のコメント募集期限は2013年7月5日であり、本公開草案はIASBのウェブサイトwww.ifrs.orgで入手可。
公開草案「デリバティブの更改(ノベーション)及びヘッジ会計の継続(IAS第39号及びIFRS第9号の改訂案)」	2013年2月28日、IASBはIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の改訂案をコメント募集のために公表した。これは、IAS第39号におけるヘッジ会計の中止規定に対し、範囲を限定した例外を設けることを目的としたものである。これに対応する規定は、今後公表されるIFRS第9号のヘッジ会計の章に含めることが提案されている。本公開草案はIASBのウェブサイトwww.ifrs.orgで入手可。
公開草案「IFRSタクソノミ2013年版」	2013年1月18日、IFRS財団は公開草案「IFRSタクソノミ2013年版」をコメント募集のために公表した。本公開草案には、2013年1月1日時点で公表済みのIFRS及びIFRS解釈指針書を反映したXBRL(拡張可能な事業報告言語、eXtensible Business Reporting Language)に基づくタクソノミの提案が含まれている。本公開草案はIASBのウェブサイトwww.ifrs.orgで入手可。
公開草案「非金融資産に係る回収可能価額の開示(IAS第36号の改訂案)」	2013年1月18日、IASBはIAS第36号「資産の減損」における減損資産の回収可能価額の測定開示に関する改訂を提案する公開草案を公表した。これらの開示規定は、IFRS第13号「公正価値測定」により導入されたものである。本公開草案のコメント募集期限は2013年3月19日であり、本公開草案はIASBのウェブサイトwww.ifrs.orgで入手可。
IFRS財団によるIFRS第13号「公正価値測定」に関する教育マテリアルの第1章	2012年12月20日、IFRS財団はIFRS第13号を補足する教育マテリアルの第1章を公表した。本章は、相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定を取り扱っており、IFRS第9号の適用対象となる資本性投資の測定に関係するものである。本章はIASBのウェブサイトwww.ifrs.orgで入手可。
公開草案「減価償却及び償却の許容される方法の明確化(IAS第16号及びIAS第38号の改訂案)」	2012年12月4日、IASBはIAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」の改訂を提案した公開草案をコメント募集のために公表した。本公開草案のコメント募集期限は2013年4月2日であり、本公開草案はIASBのウェブサイトwww.ifrs.orgで入手可。

# IFRSアップデート(続き)

## 1月から3月の審議状況

IASBとFASBの両審議会は、収益認識に関する2回目の公開草案の再審議を共同で行っており、リースに関する2回目の公開草案を2013年半ばに公表するために準備している。金融商品に関しては別々に公開草案を公表することとなっているが、FASBは既に公表を行い、IASBは2013年初めに公表することを見込んでいる(当該公開草案は2013年3月7日に公表された)。IASBは、概念フレームワーク、未実現損失に係る繰延税金資産の認識、マクロ・ヘッジの会計処理、保険契約、収益認識、非金融資産に係る回収可能価額の開示、果実生成型生物資産、料金規制事業など、さまざまなトピックについて審議を行った。

IFRS解釈指針委員会は、2013年1月22日と23日、2013年3月12日と13日に会議を行い、以下をはじめとするさまざまな論点について審議を行った。

- ▶ 有形固定資産及び無形資産の個別の取得に対する変動支払の会計処理
- ▶ 企業結合における継続雇用の会計処理
- ▶ 非支配持分の非現金取得の会計処理
- ▶ 個別財務諸表における関連会社に対する投資の減損
- ▶ 退職後給付債務の測定に係る割引率の決定
- ▶ IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」における営業活動、財務活動及び投資活動の定義
- ▶ 公表済財務諸表の再公表
- ▶ 建物の物理的特徴を欠いているように見える構造物の会計処理
- ▶ 賦課金に係る解釈指針案
- ▶ IFRS第2号「株式報酬」における「権利確定条件」の定義
- ▶ 企業結合における非支配持分の強制的な購入の会計処理

IASB及び解釈指針委員会の会議の最新状況は、IASBのウェブサイト[www.ifrs.org/Updates](http://www.ifrs.org/Updates)で参照可。

## IASBワーク・プラン

IASBは、IASBのアジェンダ協議2011の結果やIASBのその他の決定を反映するため、2013年2月26日にワーク・プランを更新した。ワーク・プランには、次のような新規プロジェクトが数多く追加されている。

- ▶ 料金規制事業に関する新規プロジェクト。当該プロジェクトは、暫定基準(2013年第2四半期に公開草案の公表を予定)と包括的プロジェクト(2013年第4四半期にディスカッション・ペーパーの公表を予定)の2つのフェーズに分けて実施される。
- ▶ 未実現損失に係る繰延税金資産に関する新規プロジェクト。これは、年次改善プロセスから派生したプロジェクトであり、公開草案が2013年第4四半期に公表される予定である。
- ▶ 非金融資産に係る回収可能価額の開示に関し、IAS第36号「資産の減損」に基づく開示を改訂するための範囲を限定した改訂。当該改訂は、2013年第2四半期の公表が予定されている。
- ▶ 確定給付制度への従業員による拠出に関する新規プロジェクト。公開草案が2013年第1四半期に公表される予定である。

多くのプロジェクトに関するデュー・プロセス文書の時期についても明瞭化又は延長が行われている。

ワーク・プランは、IASBのウェブサイト[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)で参照可。

## IFRSをめぐる動向

2013年1月から3月末までの日本及び主に米国でのIFRSに関する主な話題は以下のとおり。

### 日本における動向

#### ▶ 企業会計審議会でのIFRS適用に関する議論

2013年3月26日、本テーマに関する企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議(第12回)が開催された。本会議では、「カナダ・韓国の状況」、「IFRS財団のガバナンス改革」及び「会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)」について説明及び議論が行われた。また、日本経済団体連合会より「国際会計基準への当面の対応について」というテーマで報告があった。

本会議の資料は、金融庁の以下ウェブサイトで入手可。  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryou/soukai/20130326.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryou/soukai/20130326.html)

#### ▶ 企業会計基準委員会(ASBJ)とFASBによる定期会合

2013年3月4日及び5日、米国のノーウオークで、第14回目となる本会合を開催し、お互いの活動の最新状況を確認するとともに、以下について議論した。

- ▶ 概念フレームワーク
- ▶ FASB が意見募集をした「開示フレームワーク」
- ▶ 共同プロジェクト(金融商品(分類及び測定、減損)、リース)

詳細は、ASBJの以下ウェブサイトで入手可。  
[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/press\\_release/overseas/pressrelease\\_20130308.jsp](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20130308.jsp)

#### ▶ ASBJがASAFの初代メンバーに選出

2013年3月19日、IFRS財団よりASAFのメンバーが公表され、ASBJが、初代メンバーに選出された。ASAFは、各国の会計基準設定主体と財務報告に関心を有する地域団体から構成され、その主な目的は、IASBに対して技術的な助言とフィードバックを提供することである。従来は、IASBとFASB、又はIASBとASBJのように2者間で行われていた対話は、その大半がASAFの活動に組み込まれ、ASAFは多国間フォーラムとしての役割を担うことになる。

詳細は、ASBJの以下ウェブサイトで入手可。  
[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/press\\_release/overseas/pressrelease\\_20130321.jsp](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20130321.jsp)

- ▶ 日本経済団体連合会(経団連)が、IASBとFASBの暫定決定「顧客との契約から生じる収益」の「開示」及び「経過措置」に対する意見を公表

2013年3月27日、経団連は、2013年2月にIASBとFASBとの間で暫定決定された「顧客との契約から生じる収益」の「開示」及び「経過措置」に対する意見を公表した。収益の分解、契約残高の調整表、残存履行義務の分析、期中の要求事項、経過措置、初度適用についてコメントした。

詳細は、経団連の以下ウェブサイトで入手可。  
<http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/026.html>

### 米国における動向

- ▶ 米国証券取引委員会(SEC)委員長にMary Jo White氏指名

2013年1月24日、オバマ米国大統領は、SEC議長にMary Jo White氏を指名した。氏は、ニューヨークで検事として10年以上活躍した後、法律事務所のパートナーとして大手企業の弁護を担当した。

詳細は、ホワイトハウスの以下ウェブサイトで入手可。  
<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/01/24/remarks-president-personnel-announcement>

- ▶ FASBが、会計基準アップデート(ASU)案「金融資産と金融負債の認識及び測定」を公表

2013年2月14日、FASBは、特定の分野について米国基準とIFRS第9号間のコンバージェンスを進めることになる、すべての企業を対象とした金融商品の新しい分類及び測定モデルを提案した。本ASU案は、IASBが2012年11月に公表した公開草案「IFRS第9号「分類及び測定」の限定的な改訂」(IFRS第9号(2010年)の改訂案)に対応するものである。コメント期限は、2013年5月15日である。

詳細は、FASBの以下ウェブサイトで入手可。  
[http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent\\_C&pagename=FASB%2FFASBContent\\_C%2FNewsPage&cid=1176160958654](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPage&cid=1176160958654)

本ASU案の解説は、弊社刊行物「To the Point:FASBによる新たな分類及び測定モデルの提案」にて参照可。  
<http://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/publications/issue/us/to-the-point/pdf/to-the-point-2013-02-14-01.pdf>

## ▶ G20財務大臣・中央銀行総裁会議

2013年2月15日と16日に、モスクワで開催された、G20財務大臣・中央銀行総裁会議は、コミュケを公表し、IFRSと米国会計基準のコンバージェンスが遅延していることに対する懸念を表明した。この中で、「我々は、これまでの会計基準のコンバージェンスの遅れへの懸念に留意し、IASBとFASBに対して、高品質な単一の基準を達成するための主要な未了プロジェクトに関する作業を2013年末までに最終化するよう要請する」と述べている。

詳細は、以下のG20会議声明にて参照可。

<http://en.g20russia.ru/load/781209773>

(財務省によるG20会議声明の仮訳)

[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/convention/g20/20130216.pdf](http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g20/20130216.pdf)

本会議に提出されたIASBとFASBによるコンバージェンスプロジェクトのアップデート

[http://www.financialstabilityboard.org/publications/r\\_130216b.pdf](http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_130216b.pdf)

## Ernst & Young ShinNihon LLC

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の16万7千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

### 新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、アーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームです。全国に拠点をもち、日本最大級の人員を擁する監査法人業界のリーダーです。品質を最優先に、監査および保証業務をはじめ、各種財務関連アドバイザリーサービスなどを提供しています。アーンスト・アンド・ヤングのグローバル・ネットワークを通じて、日本を取り巻く世界経済、社会における資本市場への信頼を確保し、その機能を向上するため、可能性の実現を追求します。詳しくは、[www.shinnihon.or.jp](http://www.shinnihon.or.jp)にて紹介しています。

### アーンスト・アンド・ヤングの IFRS(国際財務報告基準) グループについて

IFRS(国際財務報告基準)への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるアーンスト・アンド・ヤングの構成員とナレッジの精練に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するよう努めています。アーンスト・アンド・ヤングはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

お問い合わせ先

新日本有限責任監査法人

IFRS 推進室

〒100-0011

東京都千代田区内幸町二丁目2-3

日比谷国際ビル

Email: [ifrs@shinnihon.or.jp](mailto:ifrs@shinnihon.or.jp)

© 2013 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料(以下「本書等」)のご利用は一般的な参考目的のご利用に限られるものとし、特定の目的を前提としたご利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等は行わないで下さい。本書等を利用されたことにより発生したいかなるトラブルや損害についても、新日本有限責任監査法人を含むアーンスト・アンド・ヤングのいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも一切責任を負うものではありません。

本書等に含まれる資料に関する著作権その他の知的財産権の一切は、当法人に帰属します。したがって、当法人に無断で、本書等の全部又は一部を複製し、転載し、又は公衆が閲覧可能な状態とすることは、法律により禁止されています。また、当法人に無断での本書等の全部又は一部の第三者への開示もご遠慮下さい。

本資料はEYG no.AU1495の翻訳版です。